

(非公式訳)

投資委員会事務局布告
第 Por. 7/2562 号
法人所得税の減免恩典について

投資奨励委員会が仏歴 2557 (2014 年) 12 月 3 日付けで発表した、投資奨励の方針及び基準 第 2/2557 号の布告に伴い、法人所得税の減免恩典を具体化させるべく、この布告を発表する。

1977 年の投資奨励法第 11 条、13 条、31 条、31 条 (1)、ならびに 35 条、及び投資委員会が 2561 年 (2018 年) 5 月 9 日付けで発表した第 2/2661 (2018 年) 布告により、投資委員会より委託を受けた投資委員会事務局が法人所得税の免税、または減税に関する恩典を以下の通り発表する。

1. 委員会が定めた一般規定・特別規定により、あるプロジェクトに追加で法人所得税の免除が付与されることになり、免税期間が 8 年以上になった場合には 35 条 (1) の法人所得税免除の恩典が受けられなくなる。
2. 8 類の技術及びイノベーション開発事業に関しては、委員会が支援または同意した科学・技術地区に立地する場合には、35 (1) 条の法人税減税の代わりに、さらに 2 年間にわたり法人所得税の免除恩典が受けられる。
3. 委員会が定めた一般規定・特別規定により、あるプロジェクトに追加で法人所得税の免除が付与されることになった場合、法人所得税の免除期間は合計で 13 年以内でなければならない。

尚、本布告は直ちに有効とする。

公布日：仏歴 2562 年 (2019 年) 6 月 7 日

(ドゥアンジャイ・アッサワジンタチット)

投資奨励委員長官